



四 警 環 第 9 号

平成 30 年 5 月 23 日

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会会長

永井 良一 殿

第四管区海上保安本部長

鹿庭 義久



平成 30 年度海洋環境保全推進月間の実施について（お願い）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から海上保安業務に対する御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに、6月1日から同月30日までの1か月間を「海洋環境保全推進月間」と定めています。

油及び有害液体物質による汚染に対しては、主として海事関係者、漁業関係者を対象とした訪船等により取扱不注意の内容である「バルブ開閉不確認」、「タンク不計測」、「作業の失念」等の初歩的なミス防止、万が一の排出に備えるための排出を防止する措置の実施（オーバーフロータンクの設置、スカッパの閉鎖等）の指導を実施します。

また、油の排出原因としては、取扱不注意に次いで船舶事故によるものが多いことから、海難防止についても併せて指導を実施いたします。

廃棄物による汚染に対しては、主として漁業関係者及び若年層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室、漂着ごみ分類調査、訪問等により、不法投棄防止のための呼びかけ及び廃棄物が漁業や海洋環境に与える影響についての啓発を実施します。

つきましては、貴殿におかれましても同月間の趣旨を御理解いただき、貴傘下関係者に対して周知していただくとともに、当庁において実施する指導・啓発活動に御協力を賜りますようお願い申し上げます。